

平成21年8月3日発表資料

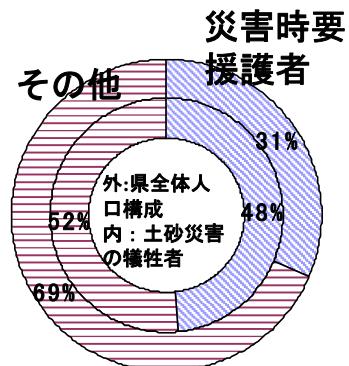
発表事項	災害時要援護者関連施設を保全する砂防施設の緊急点検の実施について
担当課	<p>鹿児島県土木部 砂防課 上大田技術補佐 (電話) 099-286-3613 松元傾斜地保全係長 (電話) 099-286-3616</p>
内容	<p>(背景) 平成21年7月21日の豪雨により、山口県防府市において、災害時要援護者関連施設の特別養護老人ホームが土砂災害を受け、多くの尊い人命が失われた。</p> <p>(施設点検) 鹿児島県においては、砂防施設を整備したもののうち、その保全区域に特別養護老人ホームや保育園等の「災害時要援護者関連施設」が含まれる施設において以下により緊急点検を実施する。</p> <p>点検期間：平成21年8月末日まで 点検箇所数：118箇所 点検者：鹿児島県職員及び NPO法人砂防ボランティア協会</p> <p>注)『災害時要援護者関連施設』とは、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、医療提供施設、幼稚園など</p>
日時	
場所	
資料	別添「災害時要援護者関連施設を保全する土砂災害対策(案)」

災害時要援護者関連施設を保全する土砂災害対策(案)

1 土砂災害の現状

平成5年～18年に発生した土砂災害の人的被害に占める災害時要援護者※1の割合は、県の人口に占める災害時要援護者※1の割合約3割(H20.10.1)に対して約5割と高くなっている。また、先日、山口県防府市で発生した土石流災害では特別養護老人ホームが被災し、死者・行方不明者が14名であったが、そのうち65才以上の災害時要援護者が13名であった。

このようなことから、災害時要援護者関連施設※2を保全する土砂災害対策について平成19年度から県の重点事業に位置付け、積極的な整備を行っている。



※1：年齢が5才以下、65才以上の者のみを考慮

※2：児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、医療提供施設、幼稚園など

2 対策の取り組み状況

○災害時要援護者関連施設に関する危険箇所整備状況

土砂災害危険箇所(H12年度調査)	要施工箇所数※1	H20年度末	
		施設設置箇所数	整備率
鹿児島県	土石流	2,160	30%
	急傾斜	2,707	35%
	地すべり	85	25%
	合計	4,952	33%
うち災害時要援護者関連施設		270	41%
全国	土石流	89,518	21%※2
	急傾斜	113,557	25%※2
	地すべり	11,288	22%※2
	合計	214,633	—
うち災害時要援護者関連施設		13,818※3	31%※3

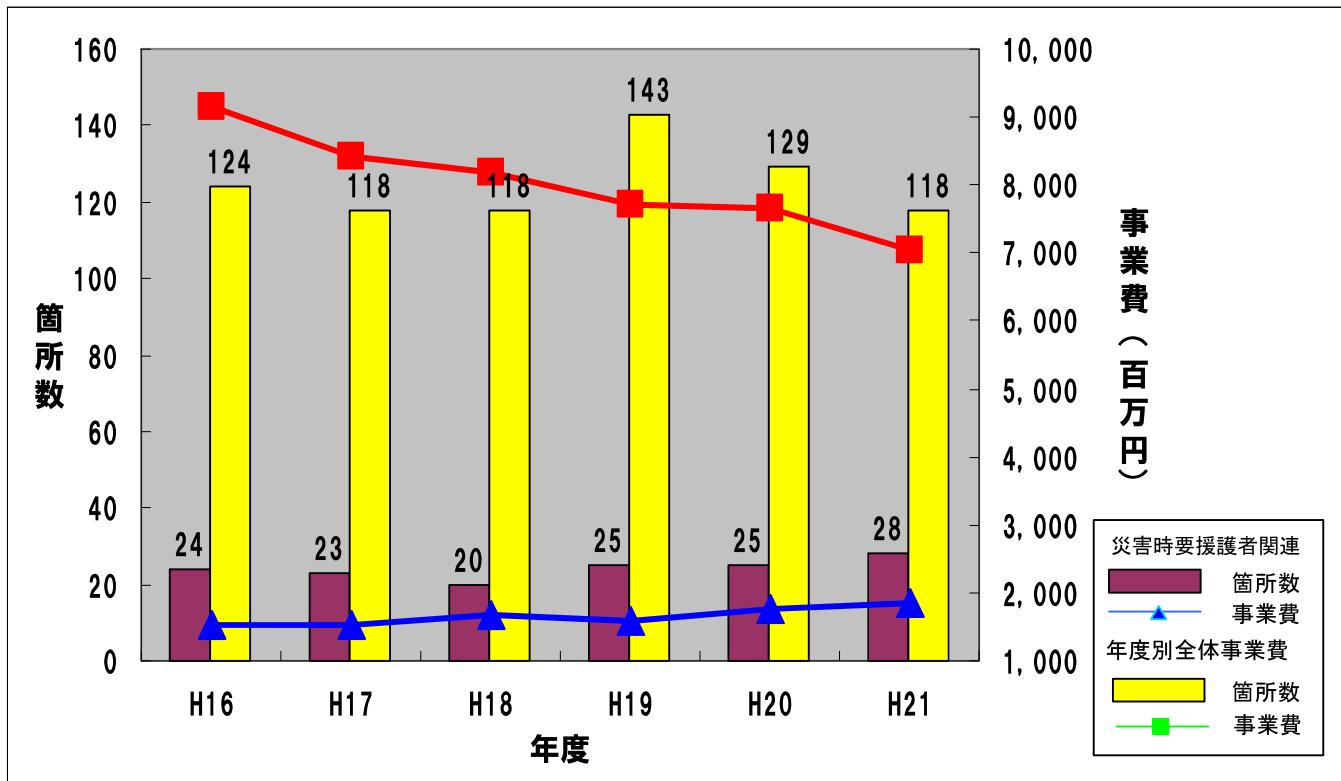
※1:土砂災害危険箇所のうち、他事業対応箇所などを除く、砂防課補助事業等での対応予定箇所

※2:H18年度末現在

※3:災害時要援護者関連施設数ベース

○砂防事業費全体と災害時要援護者対策における事業費等の推移

災害時要援護者関連施設を保全するハード対策を重点事業に位置付け、積極的に整備を推進している。



○土砂災害警戒区域の指定状況及び災害時要援護者関連施設数

平成13年度に施行された土砂災害防止法に基づき平成16年度から、近年の災害実態を踏まえ、市町村と連携し、土砂災害警戒区域等の指定に努めている。

						H21. 6. 30現在
土砂災害危険箇所		土砂災害警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		
	箇所数	うち施設を保全対象に含む箇所数	区域数	うち施設を含む区域数	区域数	うち施設を含む区域数
鹿児島県	16,204 (45市町村)	354 —	8,427 (17市町村)	145 (14市町村)	768 (3市町村)	8 (3市町村)
全国	532,405	13,818	137,220	—	57,087	—

(参考) 地域防災計画書への記載市町村数 14市町村
ハザードマップ作成済みの市町村数 10箇所
(H21年4月1日現在)

○ソフト対策（警戒避難等）の取り組み

- H10 説明会で市町村に対して災害時要援護者関連施設管理者等への周知を依頼
- H12～ 市町村等に対して土砂災害防止法等に関する説明会を開催
- H15 土砂災害危険箇所マップを市町村へ配布
- H16～ 土砂災害警戒区域等の指定
- H17～ 土砂災害警戒情報を全国に先駆けて気象台と共同で発表
- H20～ 土砂災害発生予測情報システムをインターネットにて公開

3 今後の対応

○災害時要援護者対策のハード・ソフト対策の一層の推進

- ・ハード対策としては、災害時要援護者関連施設を保全する砂防事業について、一層の整備推進を図る。
- ・ソフト対策としては、災害時要援護者関連施設を含む土砂災害警戒区域等の指定について市町村と連携しながら積極的な指定に努める。

○その他の取り組み

- ・台風期までに、災害時要援護者関連施設を保全する砂防施設などを各事務所において再点検を実施する予定。
- ・各市町村に対し、危機管理部局と連名で、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について、再度の通知。